

「保険会社向けの総合的な監督指針」一部改正(案)

現行	改正後
Ⅲ. 保険監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－2 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－2－16 説明書類の作成・縦覧等 Ⅲ－2－16－2 記載項目についての留意事項 (1)・(2) (略) (新規) Ⅲ－2－18 ソルベンシー・マージン比率の計算 Ⅲ－2－18－2 資本の安定性・適格性等のチェック (1) 告示第1条第7項に定める「ステップアップ金利が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。 ① (略) ② 『「150ベース・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』ないしは『「当初の信用スプレッドの50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。	Ⅲ. 保険監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－2 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－2－16 説明書類の作成・縦覧等 Ⅲ－2－16－2 記載項目についての留意事項 (1)・(2) (略) <u>(3) 経過措置にかかる留意事項</u> ① <u>規則第59条の2及び第143条の2に規定される事項を記載した業務及び財産の状況に関する説明書類の作成及び縦覧等において、義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、保険契約者及び市場等の信認を得る観点から望ましいことに留意する。特に、規則の改正(保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成22年内閣府令第●号)附則第2条)により、平成23年3月期から新基準によるソルベンシー・マージン比率の開示を併せて行うことができることとなるが、当該開示については、新基準の契約者等への早期周知等の観点からも積極的に行われることが望ましいことに留意する。</u> Ⅲ－2－18 ソルベンシー・マージン比率の計算 Ⅲ－2－18－2 資本の安定性・適格性等のチェック (1) 告示第1条第10項に定める「ステップアップ金利が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。 ① (略) ② 『「150ベース・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』ないしは『「当初の信用スプレッドの50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。 <u>ただし、告示第1条第6項に規定する特定負債性資本調達手段におい</u>

現行	改正後
③（略） (2)・(3)（略）	<u>ては、上記「150ベース・ポイント」を「100ベース・ポイント」と読み替えるものとする。</u> ③（略） (2)・(3)（略）